

第87回 定時株主総会招集ご通知

開催 日時 平成30年6月28日(木曜日) 午前10時

開催 場所 東京都品川区東大井五丁目22番5号 オブリ・ユニビル 6階会議室 ※末尾の会場ご案内図をご参照ください。

決議 事項

第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役3名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件 第5号議案 取締役賞与支給の件

第1号議案 剰余金処分の件

目次

株主のみなさまへ	1
第87回定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使等についてのご案内	3
株主総会参考書類	4
事業報告	9
重結計算書類·······	31
計算書類	
監査報告······	37
	42

三愛石油株式会社

証券コード:8097

株主のみなさまへ

株主のみなさまには、平素より格別のご高配 を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、ここに当社第87回定時株主総会招集 ご通知をお届けし、当社グループにおける事業 の概況および株主総会の議案をご案内させて いただきますので、ご覧くださいますようお願 い申しあげます。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも 一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し あげます。

平成30年6月



代表取締役社長 **塚原 由紀夫**

代表取締役会長 金田 準

経営理念



「人を愛し国を愛し勤めを愛す」は、 創業者 故市村清の掲げた創業(三愛)精神です。

(証券コード 8097) 平成30年6月6日 東京都品川区東大井五丁目22番5号

三愛石油株式会社

代表取締役社長 塚原 由紀夫

第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

株主各位

さて、当社第87回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月27日 (水曜日)午後5時40分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1 日 時	平成30年6月28日(木曜日) 午前10時
2 場 所	東京都品川区東大井五丁目22番5号 オブリ・ユニビル 6階会議室
3 目的事項	報告事項 1. 第87期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第87期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)計算書類報告の件
	決議事項第1号議案 第2号議案 第3号議案 第4号議案
4 議決権の行使等についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。
5 インターネット開示 に関する事項	本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.san-ai-oil.co.jp/)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (http://www.san-ai-oil.co.jp/)

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。(ご捺印は不要です。)

甲成30年 6 月28日 (木曜日) 午前10時

場所 東京都品川区東大井五丁目22番5号 オブリ・ユニビル 6階会議室

(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成30年 6 月27日 (水曜日) 午後5時40分到着分まで

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、業績に対応した配当をおこなうことを基本方針としつつ、長期的な視野に立った安定配当を維持するとともに、経営体質の強化と今後の事業展開などを勘案し、内部留保にも意を用いております。

この方針に基づき、第87期の期末配当につきましては、当期の業績に鑑み、普通配当12円に加えて特別配当 3円を実施することとし、1株につき15円とさせていただきたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき 15円 (普通配当12円、特別配当3円) 総額1,054,830,225円 なお、当社は当事業年度において中間配当(普通配当12円) を実施しておりますので、年間配当は1株につき27円(普通配 当24円、特別配当3円)となり、前事業年度に比べ6円の増 配となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	平成30年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

平成29年4月1日付の改正ガス事業法施行に伴い、事業類型が見直されました。 これに伴い、現行定款第2条の事業目的の一部につき、所要の変更をおこなうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

	現	行	定	款			変	更	案
(目的)					(目的])			
第2条 2	は会社は、	次の事業	を営むこと	き目的とする。	第2条	本	会社は、	次の事業を営む	ことを目的とする。
1.		(省	略)			1.		(現行どおり)	
2.	ガス事業	镁法に基づ	く <u>ガス導管</u>	事業、大口ガス	ス事	2.	ガス事業	法に基づく <u>一般</u>	ガス導管事業、特定ガ
業、	一般ガス	(事業およ	び簡易ガス	<u>、事業</u> における	ガス	<u>ス導</u>	管事業お	よびガス小売事	<u>業</u> におけるガスの供給
	共給		>			2	~20.	(現行どおり)	
3.	~20.	(省	略)			٥.	~20.	(現1]このり)	

第3号議案

取締役3名選任の件

取締役馬郡義博氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、補欠として取締役1名を選任するとともに、経営体制の強化を図るため取締役2名を増員し、合わせて取締役3名(うち社外取締役1名)の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、新たに選任される取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期が満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
新 任	まわり 志村 一郎 (昭和38年3月19日生)	昭和61年3月 当社入社 平成13年6月 北陸三愛石油株式会社代表取締役社長 平成20年10月 近畿三愛石油株式会社代表取締役社長 平成21年10月 当社石油事業部卸売販売部東京第一支店長 平成27年4月 同経営企画部長(現在)	50株
	【取締役候補者とした理		- /2#A=#FA=

同氏は、北陸三愛石油株式会社代表取締役社長を務めるなど販売部門での業務経験に加え、現在、経営企画部長の職を務め経営管理全般に精通するとともに、豊富な経験と幅広い見識を有することから、当社取締役として相応しい人材と判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
		昭和62年3月 当社入社	
	(30)	平成 19年 4月 同石油事業部卸売販売部北海道支店長	
2		平成 27年 10月 同人事総務部長(現在)	1,950株
新任	佐藤 孝志 (昭和38年8月9日生)		
	【取締役候補者とした理		 3.告冊・運学業&に 結 通

同氏は、販売部門での業務経験に加え、現在、人事総務部長の職を務め人事総務部門における管理・連営業務に精通するとともに、豊富な経験と幅広い見識を有することから、当社取締役として相応しい人材と判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
新任 社外	** かがわ ひるよ 中川 洋 (昭和26年12月5日生)	昭和50年4月 日本銀行入行 平成10年2月 同行高知支店長 平成15年5月 同行検査室長 平成16年6月 農林中央金庫常勤監事 平成20年6月 社団法人全国地方銀行協会(現一般社団法人全国地方銀行協会)常務理事 平成23年6月 当社監査役(現在) 平成28年6月 株式会社南都銀行社外取締役(現在) 平成28年7月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社顧問(現在) 【重要な兼職の状況】 株式会社南都銀行社外取締役 損害保険ジャパン日本興亜株式会社顧問	0株
	【社外取締役候補者とし 同氏は、日本銀行には	た理由】 おいて長年にわたり金融に携わり、その豊富な経験などから高い見識を複	有しており、当社取締

- と判断し、選任をお願いするものであります。
- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。 2. 社外取締役候補者に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 中川洋氏は、社外取締役候補者であります。
 - (2) 同氏は、現在当社の社外監査役であり、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。なお、同氏は本総会終結の時をもって監査役を辞任いたします。

役会の意思決定および取締役の職務執行の監督など、当社の社外取締役としてその役割を十分に発揮いただけるもの

- (3) 当社は、会社法第427条第1項および当社定款の定めに基づき、同氏との間で責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合には、改めて会社法第427条第1項および当社定款の定めに基づき、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であり、その契約の内容の概要は、会社法第423条第1項に定める任務を怠ったことによる損害賠償責任を負うに至った場合に、金300万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額までに責任を限定するものであります。
- (4) 当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認された場合には、改めて当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案

監査役1名選任の件

監査役中川洋氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。 なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名(生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
からの は *** *** **	昭和44年7月 通商産業省(現経済産業省)入省 平成11年9月 資源エネルギー庁長官 平成15年6月 ソニー株式会社社外取締役 平成16年8月 JFEスチール株式会社専務執行役員 平成20年4月 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構理事長 平成28年2月 同機構特別顧問(現在) 平成28年6月 セコム株式会社社外取締役(現在) 【重要な兼職の状況】 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構特別顧問 セコム株式会社社外取締役	O株

【社外監査役候補者とした理由】

同氏は、資源エネルギー庁長官や独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構理事長などの要職を歴任しており、豊富な経験と幅広い見識を有することから、当社の社外監査役の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 上記候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 社外監査役候補者に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 河野博文氏は、社外監査役候補者であります。
 - (2) 同氏の選任が承認された場合には、当社は、会社法第427条第1項および当社定款の定めに基づき、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であり、その契約の内容の概要は、会社法第423条第1項に定める任務を怠ったことによる損害賠償責任を負うに至った場合に、金300万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額までに責任を限定するものであります。
 - (3) 同氏の選任が承認された場合には、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案

取締役賞与支給の件

当事業年度末時点の社外取締役を除く取締役7名に対し、当事業年度の業績などを勘案し、取締役賞与総額5,350万円を支給することといたしたいと存じます。

以上

(添付書類)

事業報告 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善により緩やかな回復が続いてまいりました。

当社グループを取り巻くエネルギー業界におきましては、省エネルギー化の進展などにより、石油製品の需要が減少傾向で推移しております。また、石油元売りの再編が進むとともに電力に続き都市ガスの小売りが全面自由化されるなど、経営環境は大きく変化しております。

こうしたなかで、当社グループは前事業年度に実施したグループ事業再編のもと、既存事業の販売力をより 一層強化するとともに、新規顧客の獲得や経営の効率化を図ってまいりました。

その結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は、販売価格の上昇により前期比5.6%増の6,921億80百万円となり、利幅の改善などにより売上総利益が増加したことから、営業利益は前期比32.7%増の119億4百万円、経常利益は前期比30.2%増の128億14百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比35.9%増の80億69百万円となりました。

当社グループの事業別の状況は、次のとおりであります。

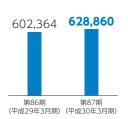
(単位:百万円)

	石油関連事業	ガス関連事業	航空関連事業他	調整額	連結財務諸表計上額
売上高	628,860	47,812	15,507	_	692,180
セグメント利益	6,870	2,838	3,220	△114	12,814

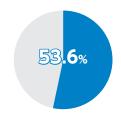
(注) セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整をおこなっております。

石油関連事業

売上高 (単位:百万円)



セグメント利益構成比



<石油製品販売業>

当社グループにおきましては、低燃費車の普及などにより石油製品の需要が減少傾向で推移するなか、新規特約店の獲得やSSにおけるカーケア収益の拡大に努めたほか、コンビニなど別業態とSSとの複合店化に取り組んでまいりました。また、不採算SSの廃止や組織体制の見直しにより事業の効率化を図ってまいりました。

当社におきましては、平成29年のSS経営戦略を「共走共汗2017Let's ARAWZANS!! ~高付加価値サービスの提供~」とし、高級洗車コーティングシステム「ARAWZANS (アラウザンス)」の導入を推進するとともに、SSスタッフの販売力向上のため「高付加価値販売力研修」を開催するなど、特約店のリテールサポートを実施してまいりました。産業用の燃料油販売につきましては、新規需要家の獲得と既存顧客への販売数量の拡大に努めてまいりました。潤滑油販売につきましては、風力、天然ガスおよびバイオマス発電施設や食品工場向けに、環境や安全性に配慮した合成潤滑油の提案型営業を展開することで収益の拡大を図ってまいりました。

キグナス石油株式会社におきましては、「オイルマン宣言セカンドステージ」を掲げ、幅広いカーケアニーズに対応できる人材の育成に取り組むとともに、油槽所において防災訓練や保全丁事を確実に実施し、燃料油の安定供給に努めてまいりました。

<化学品製造販売業>

当社グループにおきましては、製品の研究開発および製造をおこなう当社グループの強みを活かした提案型営業を展開し、洗車機用薬剤および高級洗車コーティングシステム「ARAWZANS」をはじめとするSS向けの自動車関連商品や、水溶性の金属加工油用途に防腐・防かび剤の拡販を図ったほか、農薬の受託生産を強化してまいりました。また、海外移転した工場向けに各種製品の販売をおこなうなど販路拡大を図るとともに、需要家の要請に応えるため昨年1月より直接輸入を開始したエクソンモービル製品の拡販に努めてまいりました。

その結果、石油関連事業における売上高は、販売価格の上昇により前期比4.4%増の6,288億60百万円となりました。セグメント利益は、利幅の改善などにより売上総利益が増加したことから前期比63.0%増の68億70百万円となりました。

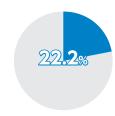
ガス関連事業

売上高

単位:百万F



セグメント利益構成比



<LPガス販売業>

当社グループにおきましては、世帯人員の減少や高効率ガス機器の普及などにより、LPガスの需要が減少傾向で推移するなか、新規顧客の獲得に努めるとともに、M&Aや小売営業権の買収などにより販売数量の拡大を図ってまいりました。

また、平成29年の基本方針として「Take Action2017」を掲げ、特約店ごとのニーズに応じた競争力強化推進プログラムを提案し、LPガス機器の販売推進のための「住まいるキャンペーン2017」をおこなったほか、お客さまの声を集めるための情報誌「オブリStyle」の配布や「報連相シート」の活用により、お客さまとの接点強化を図ってまいりました。

保安面におきましては、「危機対応訓練」や「一日保安ドック」を実施することで保 安の確保に努めてまいりました。

なお、昨年12月、佐賀県神埼市においてLPガス等の小売販売をおこなう株式会社三神の全株式を取得し子会社化いたしました。

<天然ガス販売業>

当社におきましては、都市ガスの小売りが全面自由化されるなど事業環境が大きく変化するなか、電力会社や都市ガス会社との関係強化を図るとともに、熱や電気を有効活用したエネルギー供給の提案型営業を全国で展開し、コスト削減や省エネ・省CO2など幅広いニーズに応えることで新規需要家の獲得に努めてまいりました。また、佐賀天然ガスパイプラインでは、導管事故を想定して他の都市ガス会社と合同防災訓練を実施するとともに安全パトロールを継続するなど、保安に万全を期してまいりました。

佐賀ガス株式会社におきましては、都市ガス導管の維持管理や設備の保安確保を徹底するとともに、ガス空調システムの導入提案など積極的な営業活動を展開し、新規需要家の獲得に努めてまいりました。

その結果、ガス関連事業における売上高は、販売価格の上昇により前期比22.7%増の478億12百万円となりました。セグメント利益は、前期比16.9%増の28億38百万円となりました。

航空関連事業他



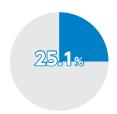
<航空燃料取扱業>

当社グループにおきましては、航空機給油施設の運営に万全を期すとともに、航空燃料給油業務における安全確保に努めてまいりました。

羽田空港におきましては、欧米路線の増便等により、燃料搭載数量は前年を上回りました。こうしたなかで、当社におきましては、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた発着枠の増加に対応するため、貯油タンクの増設工事を進めるとともに、人材の確保や給油車両の増車など給油体制の強化に努めてまいりました。

三愛アビエーションサービス株式会社におきましては、佐賀空港における貯油タンク 1 基の増設工事が完工し、昨年9月より供用を開始いたしました。

セグメント利益構成比



<その他>

三愛プラント工業株式会社におきましては、堅調な半導体関連向けの需要に支えられ、精密洗浄処理の受注が増加したことから、金属表面処理業の売上高は前期を上回りました。一方、当期における大型物件の完工が前期に比べ減少したことから、建設工事業の売上高は前期を下回りました。

その結果、航空関連事業他における売上高は、前期比8.2%増の155億7百万円となりました。セグメント利益は、前期比20.8%増の32億20百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、総額39億円の設備投資を実施いたしました。主な投資の内容は、航空機給 油施設の増強、SSの改造、都市ガス配管の入替・整備であります。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特に記載すべき事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

特に記載すべき事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 特に記載すべき事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、平成29年5月31日付でキグナス石油株式会社の株式20%をコスモエネルギーホールディングス株式会社へ譲渡し、キグナス石油株式会社への出資比率は80%となりました。

当社は、平成29年12月25日付で株式会社三神の全株式を取得いたしました。

(8) 対処すべき課題

国内景気の見通しにつきましては、雇用・所得環境の改善が続くなか、海外経済の先行きや金融資本市場の 変動の影響に留意する必要があるものの、緩やかな回復が続くものと見込まれております。

当社グループを取り巻くエネルギー業界におきましては、石油製品の需要が引き続き減少傾向にあるなか、石油元売りの再編が進むとともに、電力・都市ガスの小売りが全面自由化されるなど経営環境は大きく変化しております。

こうしたなかで、当社グループは市場のニーズを見極め経営資源を集中することで販売数量と顧客数の拡大に努めるとともに、成長分野への投資により事業領域の拡大を図るなど、経営環境の変化に対応した経営基盤の構築に努めてまいります。

羽田空港におきましては、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックにあわせて発着枠の増加が見込まれておりますが、航空機給油施設の増設等インフラ整備を着実におこない、航空燃料の需要拡大に対処してまいります。

また、危険物を取り扱う企業の責務として、航空機給油施設や石油製品出荷基地の安全確保と運営に万全を期し、エネルギーの安定供給に努めてまいります。

これからも当社グループは、経営理念である三愛精神「人を愛し 国を愛し 勤めを愛す」のもと、経営環境の変化を長期的な視点で的確にとらえ、その変化に機敏に対応していくとともに、コーポレートガバナンスの強化、健康経営の推進、環境負荷の抑制や地域社会への貢献など、社会の要請・課題に取り組み、ステークホルダーのみなさまからの信頼に応えていくことで、選ばれ続ける企業グループを実現してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(9) 直前3事業年度の財産および損益の状況











区分		第84期 (平成27年3月期)	第85期 (平成28年3月期)	第86期 (平成29年3月期)	第87期 (当連結会計年度) (平成30年3月期)
売上高	(百万円)	883,856	746,658	655,668	692,180
経常利益	(百万円)	6,332	7,119	9,844	12,814
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	3,918	5,340	5,939	8,069
1株当たり当期純利益	(円)	53.33	74.51	83.96	114.54
総資産	(百万円)	197,609	180,157	188,499	212,038
純資産	(百万円)	81,039	76,943	82,750	93,460

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式を控除した期中平均株式数に基づき算出し、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号) および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
 - 2. 「企業結合に関する会計基準」 (企業会計基準第21号 平成25年9月13日) 等の適用により、第85期より「当期純利益」の科目表示を 「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
キグナス石油株式会社	2,000	80.00	石油・石油化学製品の販売
國際油化株式会社	100	100.00	石油製品等の小売販売
東日本三愛石油株式会社	10	100.00	石油製品等の卸売・小売販売
北陸三愛石油株式会社	20	100.00	石油製品等の卸売・小売販売
三愛理研株式会社	10	100.00	化学製品等の製造・販売
三愛ケミカル商事株式会社	70	100.00	化学製品等の販売
三愛オブリガス東日本株式会社	80	100.00	LPガス等の卸売・小売販売
三愛オブリガス中国株式会社	20	100.00	LPガス等の卸売・小売販売
三愛オブリガス九州株式会社	100	100.00	LPガス等の卸売・小売販売
株式会社ニシムラ	30	100.00	LPガス等の小売販売、建築工事等の設計・施工
株式会社三神	40	100.00	LPガス等の小売販売
佐賀ガス株式会社	700	71.43	都市ガスの販売
三愛プラント工業株式会社	200	100.00	建築工事等の設計・施工、金属製品の表面処理

- (注) 1. キグナス石油株式会社とコスモエネルギーホールディングス株式会社の資本業務提携契約締結に伴い、当社は平成29年5月31日付でキグナス石油株式会社の株式20%をコスモエネルギーホールディングス株式会社へ譲渡し、キグナス石油株式会社への出資比率は80%となりました。
 - 2. 東洋理研株式会社は、平成29年7月1日付で三愛理研株式会社に商号変更いたしました。
 - 3. 日本ケミカル商事株式会社は、平成29年7月1日付で三愛ケミカル商事株式会社に商号変更いたしました。
 - 4. 当社と三愛ケミカル商事株式会社は、平成30年3月27日に合併契約を締結し、平成30年7月1日付で当社を存続会社、三愛ケミカル商事株式会社を消滅会社とする吸収合併をおこなう予定であります。
 - 5. 株式会社三神は、重要性の基準により新たに重要な子会社となりました。

(11) 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

事業	事業の内容
石油関連事業	揮発油・灯油・軽油・重油等石油製品の販売・保管・出荷、化学製品の製造・販売
ガス関連事業	LPガスの販売、天然ガスの販売、都市ガスの販売、ガス機器の販売
航空関連事業他	航空燃料の保管・給油、金属表面処理、建物付帯設備の請負工事、不動産賃貸他

(12) 主要な営業所および工場 (平成30年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都品川区
事業部、支社	石油事業部(東京)、エネルギーソリューション事業部(東京)、化学品事業部(東京)、ガス事業部(東京)、羽田支社(東京)
	<石油SOHO支店> 東北支店(宮城)、関東支店(埼玉)、東京第一支店(東京)、東京第二支店(千葉)、東京第三 支店(静岡)、中部支店(愛知)、近畿支店(大阪)、中国支店(広島)、四国支店(高知)、九 州支店(福岡)
	<石油直売支店> 東京直売支店(東京)、中部直売支店(愛知)、近畿直売支店(大阪)、九州直売支店(福岡)
事業所	<潤滑油販売支店> 東日本潤滑油販売支店(東京)、西日本潤滑油販売支店(大阪)
	<化学品販売支店および研究所> 東日本化学品販売支店(東京)、中部化学品販売支店(愛知)、西日本化学品販売支店(大阪)、 オートケミカル販売支店(東京)、研究所(茨城)
	<天然ガス販売支店> 関東天然ガス販売支店(東京)、関西天然ガス販売支店(兵庫)、九州天然ガス販売支店(佐賀)

(注) 平成30年4月1日付で石油直売支店の東京直売支店と中部直売支店を東日本直売支店に、近畿直売支店と九州直売支店を西日本直売支店に統合しております。

② 子会社

	キグナス石油株式会社(東京)、國際油化株式会社(東京)、東日本三愛石油株式会社(青森)、北
	陸三愛石油株式会社(石川)、三愛理研株式会社(茨城)、三愛ケミカル商事株式会社(東京)、三
本社	愛オブリガス東日本株式会社(東京)、三愛オブリガス中国株式会社(岡山)、三愛オブリガス九州
	株式会社(福岡)、株式会社ニシムラ(佐賀)、株式会社三神(佐賀)、佐賀ガス株式会社(佐賀)、
	三愛プラント工業株式会社(東京)

(13) 使用人の状況 (平成30年3月31日現在)

① 当社グループの使用人の状況

事業	使用人数
石油関連事業	780(1,110)名
ガス関連事業	670 (65) 名
航空関連事業他	535 (36) 名
全社 (共通)	73 (5) 名
合 計	2,058(1,216)名

⁽注) 1. 使用人数は就業人数であり、臨時雇用者数は() 内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
477名	2名増	44.2歳	18.7年

⁽注) 使用人には出向者数86名を含み、入向者、臨時雇用者、非常勤嘱託は含まれておりません。

(14) 主要な借入先の状況 (平成30年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	3,427
三井住友信託銀行株式会社	3,094
株式会社三井住友銀行	2,902
株式会社佐賀銀行	1,370

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

^{2.} 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

2 会社の現況

(1) 会社の株式に関する事項 (平成30年3月31日現在)

① 発行可能株式総数

277,870,000株

② 発行済株式の総数

70,322,015株(自己株式677,985株を除く。)

③ 株主数

3,559名

④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
公益財団法人新技術開発財団	8,282	11.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・株式会社リコー退職給付信託口)	5,800	8.25
株式会社リコー	3,362	4.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	2,770	3.94
株式会社みずほ銀行	2,233	3.18
株式会社三井住友銀行	2,203	3.13
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	2,193	3.12
三井住友信託銀行株式会社	2,173	3.09
JXTGホールディングス株式会社	2,082	2.96
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,876	2.67

⁽注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

平成29年8月8日開催の取締役会決議に基づき、自己株式248,100株を総額332,873,900円で市場取引により取得しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

^{2.} 公益財団法人新技術開発財団は、平成30年4月1日付で公益財団法人市村清新技術財団となっております。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の氏名等(平成30年3月31日現在)

	地位			氏	名		担当	重要な兼職の状況
代表取	双締役2	会長	金	Ш		凖		
代表取	双締役袖	注長	塚	原	由紅	己夫		
専 務	取締	役	馬	郡	義	博	管理部門担当 CSR推進部長	
専 務	取締	行役	Ш	下	奉	信	エネルギーソリューション事業部門担当 エネルギーソリューション事業部長 化学品事業部門担当 化学品事業部長	
取	締	役	早	Ш	智	之	羽田支社担当 羽田支社長 羽田支社空港関連対策室長	三愛アビエーションサービス株式会社代表取締役社長 神戸空港給油施設株式会社代表取締役社長
取	締	役	松	尾	耕	次	ガス事業部門担当 ガス事業部長 ガス販売部長	
取	締	役	大久	、保	宏	次	石油事業部門担当 石油事業部長 卸売販売部長 需給部担当	
取	締	役	梅	津	光	弘		慶應義塾大学商学部准教授
取	締	役	髙	橋	朋	敬		空港施設株式会社代表取締役会長
常勤	監査	役	水	谷	知	彦		
常勤	監査	役	隼	\blacksquare		洋		
監	査	役	長	崎	武	彦		公認会計士 第一生命保険株式会社社外監査役
監	査	役	中	Ш		洋		損害保険ジャパン日本興亜株式会社顧問 株式会社南都銀行社外取締役
監	査	役	豊	泉	貫太	京郎		弁護士 日本生命保険相互会社社外監査役 品川リフラクトリーズ株式会社社外取締役

- (注) 1. 金田準氏は、平成29年6月29日開催の取締役会において代表取締役会長に選定され、就任いたしました。
 - 2. 塚原由紀夫氏は、平成29年6月29日開催の取締役会において代表取締役社長に選定され、就任いたしました。
 - 3. 山下奉信氏は、平成29年6月29日開催の取締役会において専務取締役に選定され、就任いたしました。
 - 4. 野田幸宏氏は、平成29年6月29日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任いたしました。
 - 5. 大久保宏次氏は、平成29年6月29日開催の第86回定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしました。
 - 6. 中川栄一氏は、平成29年6月29日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任いたしました。
 - 7. 隼田洋氏は、平成29年6月29日開催の第86回定時株主総会において新たに監査役に選任され、就任いたしました。また、同日、監査役会の決議により常勤監査役に選定され、就任いたしました。
 - 8. 取締役梅津光弘および髙橋朋敬の両氏は、社外取締役であります。
 - 9. 監査役長崎武彦、中川洋および豊泉貫太郎の3氏は、社外監査役であります。
 - 10. 監査役長崎武彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する知見を有しております。
 - 11. 当社は、取締役梅津光弘および髙橋朋敬の両氏ならびに監査役長崎武彦、中川洋および豊泉貫太郎の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
 - 12. 平成29年6月29日付で、次のとおり取締役の「担当」を変更しております。

地位・氏名	変更前	変更後
代表取締役社長 塚原 由紀夫	営業部門担当	_
専務取締役 山下 奉信	エネルギーソリューション事業部長 化学品事業部長 潤滑油販売部長	エネルギーソリューション事業部門担当 エネルギーソリューション事業部長 化学品事業部門担当 化学品事業部長
取締役 松尾 耕次	ガス事業部長 ガス販売部長	ガス事業部門担当 ガス事業部長 ガス販売部長

② 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	支給額 (万円)
取締役	10	16,745
(うち社外取締役)	(2)	(900)
 監査役	6	4,912
(うち社外監査役)	(3)	(1,350)
合 計	16	21,658

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成29年6月29日開催の第86回定時株主総会において月額2,200万円以内(うち社外取締役分月額120万円以内)と決議いただいております。
 - 2. 監査役の報酬限度額は、平成29年6月29日開催の第86回定時株主総会において月額550万円以内(うち社外監査役分月額180万円以内)と決議いただいております。
 - 3. 報酬等支給人員には、当事業年度中に退任いたしました取締役1名および監査役1名が含まれております。
 - 4. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分賞与1,770万円、平成29年6月29日開催の第86回定時株主総会決議に基づく取締役賞与(社外取締役を除く取締役7名に対し、4.570万円)を支給いたしております。
 - 5. 上記のほか、平成29年6月29日開催の第86回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金として、退任取締役1名に対し378万円、退任 監査役1名に対し1,454万円を支給いたしております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行取締役等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役髙橋朋敬氏は、空港施設株式会社の代表取締役会長であります。なお、同法人と当社との間には、特別の関係はありません。

口、他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役長崎武彦氏は、第一生命保険株式会社の社外監査役であります。なお、同法人と当社との間には、特別の関係はありません。

監査役中川洋氏は、損害保険ジャパン日本興亜株式会社の顧問であります。同法人は当社の大株主であり、また当社との間で保険契約を締結しております。同氏は株式会社南都銀行の社外取締役であります。なお、各法人と当社との間には、特別の関係はありません。

監査役豊泉貫太郎氏は、日本生命保険相互会社の社外監査役および品川リフラクトリーズ株式会社の社外取締役であります。なお、各法人と当社との間には、特別の関係はありません。

ハ. 社外役員の当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会および監査役会への出席状況

					取締役会(9回開催)	監査役会(9回開催)
					出席回数 (回)	出席率 (%)	出席回数 (回)	出席率 (%)
取締役	梅	津	光	弘	8	89	_	_
取締役	髙	橋	朋	敬	7	78	_	_
監査役	長	崎	武	彦	7	78	9	100
監査役	中	Ш		洋	8	89	8	89
監査役	豊	泉	貫	太郎	7	78	9	100

b. 取締役会および監査役会における発言の状況

各社外取締役は、出席した取締役会において、議案審議に有用な助言・提言を適宜おこなっております。また、各社外監査役は、出席した取締役会および監査役会において、議案審議に有用な助言・提言を適宜おこなっております。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の定めに基づき、社外取締役梅津光弘氏および同髙橋朋敬氏ならびに社外監査役長崎武彦氏、同中川洋氏および同豊泉貫太郎氏との間で責任限定契約を締結しております。この契約の内容の概要は、次のとおりであります。

会社法第423条第1項に定める任務を怠ったことによる損害賠償責任を負うに至った場合に、金300万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額までに責任を限定する。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46百万円
口. 当社および子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	59百万円

⁽注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的に も区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査の遂行状況や報酬の前提となる見積りの算出根拠が適切であるか精査し、過去の報酬実績等と比較検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意をおこなっております。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合に、監査役全員の同意により解任いたします。また、会計監査人の法令違反、会計監査人の適格性・独立性を害する事由の発生等により、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出することをその方針といたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制の概要

当社は、取締役社長を委員長とする「三愛石油グループCSR委員会」を設置し、同委員会の傘下に「危機管理委員会」、「倫理委員会」、「環境安全委員会」、「個人情報管理委員会」、「品質保証委員会」の各委員会を配置するとともに、専任部所としてCSR推進部を設置し、三愛石油グループ全体でCSR活動を展開することにより、企業の社会的責任を果たす所存であり、当社取締役会は会社法および会社法施行規則に基づく当社の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり整備することを決定した。

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社および子会社は、取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するため、「三愛石油グループの倫理行動憲章」を制定し、企業倫理の周知徹底を図るとともに、「倫理委員会」を原則として毎月開催することで企業倫理の啓発活動を推進する。また、「公益通報者の保護に関するガイドライン」を策定し、組織的または個人的な法令違反行為等に対する通報または相談の窓口を社内および社外に設けるなど適正な処理の仕組みを定め、不正行為等を早期に発見し、是正することでコンプライアンス経営の強化を図る。
- 口. 内部監査の体制については、監査・内部統制部を取締役社長直轄とし、経理・業務に関する内部監査を定期的におこなう。また、金融商品取引法の定める「財務報告にかかる内部統制」については、監査・内部統制部により内部統制の整備・運用状況を評価し、財務報告の信頼性を確保する。なお、当該監査・内部統制部は必要に応じて会計監査人と情報交換をおこなうとともに、会計監査人の監査に立会う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

- イ. 取締役の職務の執行に係る情報に関しては、「文書規程」および「情報管理規程」に従い、書面または電磁的 記録により保存し、適切な管理をおこなう。
- 口. 個人情報の保護については、「個人情報管理委員会」において個人情報保護推進計画など個人情報の保護に関する重要事項について調査審議する。また、「個人情報管理規程」に基づき個人情報の管理、教育および監査をおこなうことにより、個人情報の適切な取扱いと管理の徹底を図る。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 損失の危険の管理に関しては、「リスク管理規程」を制定し、「三愛石油グループCSR委員会」においてリスクの具体的対応策や予防策等を検討し、リスク管理をおこなうとともに、当該委員会の審議・活動の進捗状況を定期的に取締役会に報告するものとする。また、当社の経営に重大な影響をおよぼす危機等が発生した場合には、取締役社長を本部長とする「危機対策本部」を設置して危機対応をおこなう。
- ロ. 当社の事業推進に伴う損失の危険の管理については、取引権限や財務権限および与信管理などに関する社内規程を定め、迅速な営業活動と責任の明確化、取引の安全を図る。
- ハ. 事故、事件、自然災害に対する安全管理体制の整備に関しては、「危機管理委員会」において、調査審議する。
- 二. 当社および子会社は、危険物を取扱う企業として環境の保護、安全の確保を企業経営上の重要課題と位置付け、「環境安全委員会」において当社および子会社の事業活動における環境・安全に関する重要事項について調査審議する。また、「環境安全管理規程」に環境・安全に関する基本理念と行動指針を定め、環境の保護および安全の確保、ならびに事故・災害発生時の適切な対応の徹底を図るとともに、環境・安全に関する監査および教育の計画・実施により事故・災害を未然に防止し、円滑かつ効果的な事業活動を推進する。
- ホ. 製造物責任に関する事項については、「品質保証委員会」において、当社で製造するすべての製品について、 事前に審議することで、製造物の欠陥に起因する損害賠償請求やクレームなどを未然に防止する。

④ 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

- イ. 当社および子会社に係る重要な業務執行案件については、意思決定審議機関としての常務会を毎週定例日に開催し、取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保する。
- ロ. 経営政策・方針等の会社の基本的案件を取扱う常勤役員会を毎月1回開催し、当社および子会社の予算、月次 決算ならびにその進捗状況、会社全般に影響をおよぼす重要な事項について協議する。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため、業務遂行に必要な運営の基本原則として「三愛石油グループ会社の運営管理規程」を定め、子会社における職務の執行に係る事項の報告基準などを整備することにより、それぞれの役割および責任体制を明確化し、組織的な運営を図る。
- ロ. 子会社の監査に関しては、当社の監査・内部統制部および子会社の監査部門が定期的に内部監査をおこなう。 また、当社の監査・内部統制部は必要に応じて会計監査人と情報交換をおこなうとともに、会計監査人の監査 に立会い、当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する。

- ⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性、および当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- イ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制については、 監査役室を設置し、補助すべき使用人を配置する。なお、その使用人は、監査役の指揮命令の下で監査役の職 務執行を補助することとし、取締役社長の指揮命令を受けないものとする。また、当該使用人の人事考課につ いては、常勤監査役がおこなうものとする。
- ② 取締役および使用人が監査役に報告するための体制ならびに子会社の取締役、監査役および使用人が親会社の監査役に報告するための体制、また報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 監査役は、取締役会およびその他重要な会議に出席するほか、取締役などからその職務の執行状況を聴取し、 重要な決裁書類などを閲覧し、監査・内部統制部および内部監査部門と随時連係して本社および主要な事業所 において業務および財産の状況を調査するものとする。また、毎週定例日に開催する意思決定審議機関として の常務会には、監査役会で決定された常勤監査役1名が常時出席することとする。
- 口. 監査役は、子会社の取締役および監査役などと意思疎通および情報交換を図り、事業の報告を求め、その業務 および財産の状況を調査するものとする。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制、および監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針
- イ. 監査役会が必要と認めたときは、取締役、使用人および会計監査人などを監査役会に出席させて、その報告または意見を述べる機会を確保する。
- ロ. 緊急の監査費用や利益相反取引など、監査役が自らの判断により必要と認め、弁護士などの外部専門家を起用する場合に生ずる費用などについては、これを適正に処理することを保証する。

⑨ 反社会的勢力を排除するための体制

イ. 「三愛石油グループの倫理行動憲章」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して 接触を持たず、毅然とした態度で臨む。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス体制

法令および社内ルールの順守や企業倫理の啓発に関しては、「三愛石油グループの倫理行動憲章」の周知徹底を図るとともに、「倫理委員会」を12回開催し、当該委員会において検討された倫理問題に関して、社内ニュースの配信やeラーニングによる教育を実施いたしました。また、「公益通報者の保護に関するガイドライン」に基づく公益通報相談窓口により、法令違反や不正行為等の早期発見と是正に努めました。

② リスク管理体制

「三愛石油グループCSR委員会」を4回開催し、当社グループの経営に重大な影響をおよぼすリスク項目の確認および見直しを実施し、具体的対応策や予防策等の検討をおこないました。当該委員会での審議結果については、四半期毎に取締役会に報告いたしました。

「倫理委員会」以外の「三愛石油グループCSR委員会」傘下の各委員会の活動は以下のとおりです。

- イ. 「危機管理委員会」を4回開催し、事件や事故の報告と再発防止策の検討をおこないました。また、地震など 災害に対するBCPを検討し、これに基づき事業所毎に訓練を実施いたしました。
- ロ. 「環境安全委員会」を5回開催し、危険物を取り扱う事業所での法令に基づく有資格者による業務遂行を確認するとともに、環境安全監査の実施状況や指摘事項およびその是正状況について報告がおこなわれ、環境の保護や安全の確保等について審議いたしました。
- ハ. 「個人情報管理委員会」を4回開催し、個人情報の保護に関するeラーニングによる教育や個人情報の取り扱いに関する自主監査の実施、個人情報管理台帳の更新について審議し、個人情報の保護を図りました。
- 二. 「品質保証委員会」を8回開催し、当社で製造されるすべての製品を対象とし、新製品や処方変更等が必要と される場合において事前審査を実施することで、製造物の欠陥に起因する損害賠償請求やクレーム等の未然防 止に努めました。

③ 子会社管理体制

当社は、「三愛石油グループ会社の運営管理規程」を定めており、子会社の重要な業務執行について決裁承認等をおこないました。また、三愛石油グループ全体の公益通報相談窓口により、法令違反や不正行為等の早期発見と 是正に努めました。

④ 監査および財務報告にかかる内部統制の体制

当社の監査・内部統制部および各子会社の監査部門は連係して内部監査を実施いたしました。内部監査における 指摘事項とその是正の状況は常勤役員会および監査役会に報告され、共有化が図られています。また、「内部統制 委員会」を5回開催し、三愛石油グループの財務報告にかかる内部統制の整備・運用状況を確認しています。

(7) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

上場会社である当社株式は、株主、投資家のみなさまによる自由な取引が認められており、当社株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、当社はこれを一概に否定するものではなく、最終的には株主のみなさまの自由な意思により判断されるべきであると考える。

しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な 侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付行 為の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しない もの、対象会社やその関係者に対し高値で株式を買い取ることを要求するもの等、対象会社の企業価値・株主共同 の利益に資することにならないものも少なくない。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者が、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えている。

したがって、当社としてはこのような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為をおこなう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、このような者による当社株式の大規模買付行為に対して必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えている。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年6月27日開催の第77回定時株主総会決議により「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」を導入し、平成23年6月29日開催の第80回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下、「本プラン」という。)として一部変更のうえ継続した。その後、平成26年6月27日開催の第83回定時株主総会および平成29年6月29日開催の第86回定時株主総会において本プランの継続を決議している。

イ. 本プランの概要

a. 大規模買付ルールの概要

本プランは、当社株式について、20%以上の議決権割合とすることを目的とする買付行為、または結果として議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為(以下、かかる行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為をおこなう者を「大規模買付者」という。)がおこなわれた場合、それに応じるか否かを株主のみなさまが判断するに必要な情報や時間を確保するため、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるというものである。

b. 対抗措置の内容

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款上検討可能な対抗措置を取り、大規模買付行為に対抗する場合がある。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとする。

c. 対抗措置の発動条件

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は取らない。ただし、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合または大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、対抗措置を取ることができる。なお、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社取締役会は対抗措置の発動の決定に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非等について諮問し、独立委員会は大規模買付ルールが順守されているか否か、十分検討したうえで対抗措置の発動の是非等について勧告をおこなうものとする。

当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動等を決定することができる。なお、独立委員会より、株主総会を招集し株主のみなさまのご意見を確認する旨の勧告があり、当社取締役会としても、株主のみなさまのご意見を尊重し、確認することが適切であると判断した場合には、当社取締役会は株主

総会を招集することとし、株主のみなさまのご判断による対抗措置の発動、不発動の決定(普通決議による決定)ができるものとする。

ロ. 本プランの有効期間

本プランの有効期間は3年間(平成32年6月に開催予定の定時株主総会終結の時まで)とし、以降、本プランの継続(一部修正したうえでの継続を含む)については、定時株主総会の承認を得ることとする。ただし、有効期間中であっても、株主総会において本プランの変更または廃止の決議がおこなわれた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとする。また、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議がおこなわれた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとする。

③ 本プランに関する当社取締役会の判断

本プランは、中長期的視点から当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上のための具体的な方策であり、基本方針に沿うものである。また、以下のように合理性が担保されており、基本方針に照らして当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えている。

- イ.経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足している。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものである。
- 口. 合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されている。
- ハ. 当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、当社における決定の合理性・公正性を担保するため、社外取締役、社外監査役および社外有識者の中から選任する独立委員会を設置することとしている。
- 二. 株主意思を重視するものであり、本プランの継続について定時株主総会の承認を得るものとしている。また、 有効期間中であっても、株主総会の廃止の決議により本プランは廃止されるものとしている。
- ホ. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではない。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位	:	百万円)
-----	---	------

科目	第 87期 平成30年3月31日現在
資産の部	十成50年5月51日死任
流動資産	118,745
現金及び預金	46,562
受取手形及び売掛金	62,176
有価証券	200
商品及び製品	6,931
仕掛品	73
原材料及び貯蔵品	78
繰延税金資産	1,114
その他	1,637
貸倒引当金	△28
固定資産	93,293
有形固定資産	50,348
建物及び構築物	18,905
機械装置及び運搬具	6,790
土地	20,629
リース資産	1,625
建設仮勘定	1,526
その他	871
無形固定資産	2,705
のれん	1,758
その他	947
投資その他の資産	40,238
投資有価証券	26,043
長期貸付金	17
繰延税金資産	398
退職給付に係る資産	1,441
差入保証金	11,617
その他	913
貸倒引当金	△193
資産合計	212,038

科目	第87期 平成30年3月31日現在
負債の部	
流動負債	91,109
支払手形及び買掛金	71,583
短期借入金	360
1年内返済予定の長期借入金	3,781
リース債務	417
未払法人税等	1,881
賞与引当金	1,958
役員賞与引当金	85
完成工事補償引当金	5
資産除去債務	397
その他	10,639
固定負債	27,467
長期借入金	10,490
リース債務	1,374
繰延税金負債	5,731
再評価に係る繰延税金負債	814
役員退職慰労引当金	198
特別修繕引当金	140
退職給付に係る負債	218
資産除去債務	509
その他	7,991
負債合計	118,577
純資産の部	
株主資本	81,830
資本金	10,127
資本剰余金	4,270
利益剰余金	68,197
自己株式	△764
その他の包括利益累計額	7,315
その他有価証券評価差額金	7,345
土地再評価差額金	△458
退職給付に係る調整累計額	427
非支配株主持分	4,314
純資産合計	93,460
負債・純資産合計	212,038

(単位:百万円)

連結損益計算書

科目	第87期 平成29年4月 1日から 平成30年3月31日まで			
売上高				
商品売上高	689,469			
完成工事高	2,711	692,180		
売上原価				
商品売上原価	638,038			
完成工事原価	2,380	640,418		
売上総利益		51,761		
販売費及び一般管理費		39,857		
営業利益		11,904		
営業外収益				
受取利息及び配当金	743			
軽油引取税交付金	146			
受取補償金	275			
その他	336	1,501		
営業外費用				
支払利息	415			
貸倒引当金繰入額	2			
事務所移転費用	125			
その他	47	591		
経常利益		12,814		
特別利益				
固定資産売却益	104			
投資有価証券売却益	90			
関係会社株式譲渡損失引当金戻入額	71			
負ののれん発生益	11	278		
特別損失				
固定資産除売却損	362			
減損損失	162	524		
税金等調整前当期純利益		12,568		
法人税、住民税及び事業税	4,550			
法人税等調整額	△642	3,908		
当期純利益		8,659		
非支配株主に帰属する当期純利益		590		
親会社株主に帰属する当期純利益		8,069		

連結株主資本等変動計算書 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(単位:百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	10,127	4,522	61,840	△352	76,137		
当期変動額							
剰余金の配当			△846		△846		
剰余金の配当 (中間配当)			△845		△845		
土地再評価差額金の取崩			△20		△20		
親会社株主に帰属する当期純利益			8,069		8,069		
自己株式の取得				△335	△335		
新規連結子会社が所有す る親会社株式				△76	△76		
自己株式の処分		0		0	0		
連結子会社株式の売却に よる持分の増減 株主資本以外の項目の当		△252			△252		
株主資本以外の項目の当 期変動額 (純額)					_		
当期変動額合計	_	△252	6,357	△411	5,692		
当期末残高	10,127	4,270	68,197	△764	81,830		

		その他の包括	11 14 > 1+ 4	(L) (A - I			
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額 金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	非支配株主持分	純資産合計	
当期首残高	5,401	△478	450	5,373	1,239	82,750	
当期変動額							
剰余金の配当				_		△846	
剰余金の配当 (中間配当)				_		△845	
土地再評価差額金の取崩		20		20		_	
親会社株主に帰属する当期純利益				_		8,069	
自己株式の取得				_		△335	
新規連結子会社が所有す る親会社株式				-		△76	
自己株式の処分				_		0	
連結子会社株式の売却に よる持分の増減				_		△252	
株主資本以外の項目の当 期変動額 (純額)	1,944	-	△22	1,921	3,075	4,996	
当期変動額合計	1,944	20	△22	1,941	3,075	10,709	
当期末残高	7,345	△458	427	7,315	4,314	93,460	

(単位:百万円)

計算書類

貸借対照表

貝旧刈炽衣	
科目	第87期 平成30年3月31日現在
資産の部	4.4.00
流動資産	64,995
現金及び預金	43,928
受取手形	379
売掛金	18,002
商品及び製品	740
原材料及び貯蔵品	8
前渡金	802
前払費用	130
繰延税金資産	371
短期貸付金	415
その他 貸倒引当金	222 △6
見到51日並 固定資産	65.956
回	26.920
建物	2,460
性物 構築物	9.281
機械及び装置	4.336
東両運搬具	4,330
平岡建城兵 工具器具及び備品	373
十地,	8.129
リース資産	925
建設仮勘定	1.393
無形固定資産	363
借地権	6
商標権	0
ソフトウェア	316
その他	41
投資その他の資産	38,671
投資有価証券	23,888
関係会社株式	13,719
出資金	2
長期貸付金	0
従業員に対する長期貸付金	13
関係会社長期貸付金	419
破産更生債権等	59
長期前払費用	99
差入保証金	383
その他	195
貸倒引当金	△110
資産合計	130,951

 科目	第87期
171	平成30年3月31日現在
負債の部	
流動負債	38,098
買掛金	12.368
短期借入金	18,030
1年内返済予定の長期借入金	1,850
リース債務	207
未払金	398
未払費用	690
前受金	1,970
預り金	166
賞与引当金	705
役員賞与引当金	53
設備関係未払金	1,256
	400
仮受金	
その他	0
固定負債	17,765
長期借入金	8,300
リース債務	790
繰延税金負債	3.351
再評価に係る繰延税金負債	908
退職給付引当金	295
資産除去債務	71
預り保証金	3.882
その他	165
負債合計	55.864
純資産の部	33,001
株主資本	60 111
	68,111
資本金	10,127
資本剰余金	4,407
資本準備金	2,531
その他資本剰余金	1.875
利益剰余金	54,264
その他利益剰余金	5 1,25 1
	40
土地減価積立金	42
償却資産圧縮積立金	1,358
土地圧縮積立金	105
特別償却準備金	64
別途積立金	21,000
繰越利益剰余金	31,693
自己株式	△687 6.076
評価・換算差額等	6,976
その他有価証券評価差額金	7,208
土地再評価差額金	△232
純資産合計	75,087
負債・純資産合計	130,951
只说: 代見圧口引	130,331

損益計算書

損益計算書		(単位:百万円)	
科目	第87期 平成29年4月 1日から 平成30年3月31日まで		
売上高			
商品売上高	258,318		
航空燃料等取扱収入	7,452		
その他収入	1,295	267,065	
売上原価			
商品売上原価		249,042	
売上総利益		18,023	
販売費及び一般管理費		12,316	
営業利益		5,706	
営業外収益			
受取利息	237		
有価証券利息	2		
受取配当金	1,839		
貸倒引当金戻入額	5		
雑収入	419	2,505	
営業外費用			
支払利息	254		
貸倒引当金繰入額	1		
雑損失	22	278	
経常利益		7,933	
特別利益			
関係会社株式売却益	666		
投資有価証券売却益	89		
貸倒引当金戻入額	18	774	
特別損失			
固定資産除売却損	273		
減損損失	31	305	
税引前当期純利益		8,402	
法人税、住民税及び事業税	2,015		
法人税等調整額	△37	1,977	
当期純利益		6,424	

(単位:百万円)

株主資本等変動計算書 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

		株主資本											
		Ì	資本剰余金	È			7	利益剰余金	È				
	資本金	咨 未	2 0 4	資本剰余金			その他利	益剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本
	吳本並	資 本 準備金	その他 資本剰余金	合 計	土地減価積 立 金	償却資産圧縮 積 立 金	土地圧縮積 立金	特別償却	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	合 計		合計
当期首残高	10,127	2,531	1,875	4,407	42	1,543	105	83	21,000	26,775	49,550	△352	63,732
当期変動額													
剰余金の配当				_						△846	△846		△846
剰余金の配当 (中間配当)				_						△845	△845		△845
土地再評価差額金の取崩				_						△19			△19
償却資産圧縮積立金の取崩				_		△184				184	_		_
特別償却準備金の取崩				_				△19		19	_		_
当期純利益				_						6,424	6,424		6,424
自己株式の取得				_				l			_	△335	△335
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				_							_		-
当期変動額合計	-	_	_	_	-	△184	_	△19	_	4,917	4,713	△335	4,378
当期末残高	10,127	2,531	1,875	4,407	42	1,358	105	64	21,000	31,693	54,264	△687	68,111

		評価・換算差額等		
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	5,343	△251	5,092	68,824
当期変動額				
剰余金の配当			-	△846
剰余金の配当 (中間配当)			-	△845
土地再評価差額金の取崩		19	19	_
償却資産圧縮積立金の取崩			-	_
特別償却準備金の取崩			-	_
当期純利益			_	6,424
自己株式の取得			-	△335
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	1,865	_	1,865	1,865
当期変動額合計	1,865	19	1,884	6,262
当期末残高	7,208	△232	6,976	75,087

監查報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

三愛石油株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 櫻井紀彰印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 宮原さつき 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三愛石油株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結 計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の 判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内 部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査 手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計 方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれ る。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三愛石油株式会 社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示し ているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

三愛石油株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行計員

公認会計士 櫻井紀彰印

指定有限責任社員 業務執行計員

公認会計士 宮原さつき 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三愛石油株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第 87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告 の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月9日

三愛石油株式会社 監査役会

常勤監査役 水谷知彦 印 常勤監査役 隼田 洋 印

社外監査役 長崎武彦 印

社外監査役 中川 洋 🗊

社外監査役 豊泉貫太郎 🗊

以上

X	モ	

- ご参考 -

TOPICS

2020年に向けて貯油タンク増設中

三愛石油㈱は、羽田空港における2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた国際線増便による航空燃料取扱数量の増加に対応するため、航空機給油施設の整備・拡張工事を進めております。増設工事中の貯油タンク2基は、2020年2月に供用開始予定です。



※貯油タンクは2基増設後、合計10基となります。

TOPICS

SSに大型コインランドリーをオープン

國際油化㈱は、平成29年11月、千葉県柏市にあるオブリステーション沼南に大型コインランドリー「イーウォッシュ 沼南店」をオープンしました。同店は、コインランドリーを利用中に給油や洗車、オイル交換ができるほか、SSスタッフが24時間常駐しており、夜間でも安心してご利用いただくことができます。





TOPICS

(株)三神が三愛石油グループに加わりました

三愛石油㈱は、平成29年12月、佐賀県神埼市においてLPガスの小売販売をおこなう㈱三神の全株式を取得しました。 ㈱三神は平成30年9月に創立50周年を迎える地域に根差した企業です。今後とも三愛石油グループは、LPガスの拡 販や配送の効率化を図り、さらなる業容の拡大につなげてまいります。

定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都品川区東大井五丁目22番5号 オブリ・ユニビル 6階会議室

交通機関

JR大井町駅中央口より徒歩約2分 東急大井町駅より徒歩約5分 りんかい線大井町駅出口A1より徒歩約3分







